ポスト靖国の動きと新殉国思想の登場

ネオ・リベラリズム思想による自由規制の問題に触れて

纐纈 厚

山口大学教員

新殉国思想喚起の好機として

を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。 を生む結果となったのである。

の殉職者が出ていることを知らされた。

もっとも自衛官の殉職はこれまでに一七○○名を超えての殉職者が出ている乃職は、いまから一五年程まえに当時東部方面総監部の置かれた市ヶ谷の講堂(旧陸軍省の建物)で毎年挙行されている殉職自衛官の慰霊祭の準備に追われている光景を目にする機会があったが、その年にも記憶では三○名以上とのことである。筆者は、いまから一五年程まえに当時東部方面総監部る。

二月二六日、第四回=四月十一日、第五回=五月七日)。で開かれている(第二回=二〇〇二年二月一日、第三回=日に総理大臣官邸において開催され、以後月一回のペースり方を考える懇談会」が、昨年(二〇〇一年)十二月一九会議として、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在会議として、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在の所輩が出ていることを失いされた。

教授)、田中明彦(東京大学東洋文化研究所長)らが構成学学長)、今井敬(経団連会長)、坂本多加雄(國學院大学長官らが、委員として民間から山崎正和(劇作家・東亜大これには政府側から福田康夫内閣官房長官、安部晋三同副

員となっている。

ここでは靖国神社のあり方に根本的な変容を迫り、

によってはそれに代わる施設の建設も視野に入れて議論がよってはよっては代わる施設の建設を見解には開きが認められている。もちろん、出席者の見解には開きが認め進められている。もちろん、出席者の見解には開きが認め

いうものである。 ・いうものである。 ・いうものである。 ・いうものである。 ・いうものである。 ・いうものである。 ・いうものである。 ・いっとは、例えば、以下のような発言の相当部分にお

悼の対象と位置づけることで、人間存在の究極としての生要するに、公権力の遂行過程での生命の喪失を公式の追

を管理する国家機能の重要性を強調しようとしているので道義的な責任を明らかにしておくことで、「国民の生命」命を国家が実質管理し、同時的に発生するであろう国家の

浮上するポスト靖国の構想

場合

ある。

おいて再定義しようとしているのである。そして、この懇談会は、一つには「追悼と平和祈念を を行う具体的な在り方として、新しい国の施設をつくる必 で、「国が特定の国権の発動に伴って死没した一定の方に で、「国が特定の国権の発動に伴って死没した一定の方に で、「国が特定の国権の発動に伴って死没した一定の方に とする懇談会の主旨を示した上 要がある」(以上の引用も同右)との大体の結論を披瀝する。 つまり、追悼と一対のものとしての平和祈念する必 場にないか」とする懇談会の主旨を示した上 要があるのではないか」とする懇談会の主旨を示した上 といるのである。

また、その歴史性および宗教性の問題が克服不可能であ以上の意味での追悼の場として必ずしも適当ではなく、には、靖国神社が事あるごとに政治争点化する現実こそ、新たな追悼施設の構想である。懇談会の全体を覆う認識同時に、ここで論じられているのは靖国神社に代わる

する判断がうかがえる。る以上、代替施設の建設は早晩具体化せざるを得ない、

ع

しておかなくてはならない。 とこには、委員の一人が「新しい今の日本国民の公共性 そこには、委員の一人が「新しい今の日本国民の公共性 そこには、委員の一人が「新しい今の日本国民の公共性 そこには、委員の一人が「新しい今の日本国民の公共性 しておかなくてはならない。

にこそ生命の投入が合理化されるのである。つまり、それは〈戦争の勝利〉のためではなく、〈平和の確保〉のため捉えることで、次世代の多くの国民を対象とし、最終的にそこでは、追悼行為と平和祈念を一体化あるいは一対と

う。想を隠れ蓑とする新たな殉国思想としての登場といえよ想を隠れ蓑とする新たな殉国思想としての登場といえよは軍国主義思想に彩られた旧思想から、作為された平和思

慰霊公園建設計画の向こうにあるもの

ポスト靖国としての動きは、すでに始まっている。

外派兵がPKFの凍結解除によって弾みがつき、さらに周しかしここで明らかにしておきたいことは、自衛隊の海

死への制度的かつイデオロギー的な公式化が求められるとら、戦死を想定した対応策を練るところとなり、戦死=殉実に歩を進めている現実との絡みだ。戦争国家は当然ながという動きのなかで、この国が正真正銘の戦争国家へと着常化が図られ、今回においては有事関連三法案の国会上程辺事態法や対テロ特措法の成立によって海外派兵体制の恒辺事態法や対テロ特措法の成立によって海外派兵体制の恒

とにある。

ころとなる。

である。 義の受容可能な空間 政治争点化する場を、 でに公権力は気づき始めているのである。 教性の理由から容認するとは必ずしもならないことを、 兵士として派兵される戦後世代にとって、 て合祀する手立てを講じるだろうが、それは、 その場合、当面、 靖国神社は戦死者=殉職者を英霊とし 安定した慰霊の場 -に設定する準備に着手しているの その歴史性と宗 公権力は、常に -新たな軍事主 戦争国家の す

設けようと国家=公権力が追悼の場所を設定することの意追悼の対象にするべきかの問題は残る。どのような口実をおよび「新」を冠しようが、なぜ、国のために死ぬ者を、および「新」を冠しようが、なぜ、国のために死ぬ者を、おり洗練された形での新たなイデオロギーの創出が意図されていよう。もちろん、靖国思想に「旧」く、また、旧態依然たる天皇制イデオロギーにのみ寄りかく、また、旧態依然たる天皇制イデオロギーにのみ寄りかく、また、旧態依然たる天皇制イデオロギーにのみ寄りかることなそこでは旧来型の靖国思想に安直に乗りかかることな

「国民国家日本」に適合する「日本国民」を再生産するこの再定義を強行し、国家主義思想を教化すること、つまり味は、絶えず政治的な思惑の交差する中で「国民国家日本」

結果となるのである。同時に国家死の思想を現代風にアレは、別種の意味において純化された国家主義思想の創造にば、別種の意味において純化された国家主義思想の創造には格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社は格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社は格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社は格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社は格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社は格好の機会となりうるのである。同時に国家死の思想を現代風にアレいかが、別種の意味において純化された国家主義思想の創造にが、別種の意味において純化された国家を現代風にアレいが、別種の意味に関する。

遂行し、それに関わった人々を合祀する神社だから否定さたのは、同神社がかつての日本が誤った戦争や侵略戦争をの是非をめぐる議論のなかで、充分に論じられてこなかっきわめて重要な視点ゆえに繰り返しておくが、靖国神社

ならば、反戦の思想として運動の質をうち固め

ていくこと

どれほど可能か疑問と言わざるを得な

と「国民」の有り様に正面から批判の矢を放とうとしないンジしつつ、次の戦死をケアする準備をなそうとする国家

の異議申し立てをなすべきだと考えるからである。
大々が靖国神社を問題にするのは、国家のために死ねる国我々が靖国神社を問題にするのは、国家のために死ねる国我々が靖国神社を問題にするのは、国家のために死ねる国の、ということになってしまう。そうではないであろう。の異議申し立てをなすべきだと考えるからである。

に阻む闘いとしてあるべきだ。

あり、そのような視座なくして反戦平和の運動も思想も、それは国家そのものの役割期待の再検証に通ずる視座で

政党や諸グループの質をも問うことにもなろう。 いら言えば、国家による死者の管理、あるいは国家による から言えば、国家による死者の管理、あるいは国家による がら言えば、国家による死者の管理、あるいは国家による がら言えば、国家による死者の管理、あるいは国家による 形式的なレベルを脱することは不可能であろう。これを逆

ネオ・リベラリズム思想の普及のなかで

ている。

「でいる。

「でいる。

「でいる。

でいる。

が労働者への懐柔と操作の手法の一環として、一定の上限る。一九三〇年代の恐慌時代にあったアメリカでは、資本と日本のポストバブル不況のなかで進行しているものであらなり、ポスト冷戦時代のグローバリゼーションの加速化その特徴は、市場主義の導入と軍事的再編の二本立てか

を支配・抑圧する手法として頻繁に採用されることになっ ことによって、結局は公権力によって保証された「自由主 まれていった。その規制された「自由」を投げ与えられる および労働運動そのものが体制内化されていった歴史が刻 義」をリベラリズムと呼称し、資本が国家を媒介に労働者

たのである。

最も古典的

なリベラリズムとしては、「意見と同じくら

行されているのである。

そこでの最大の狙いは、

経済的活動や消費行

動

0

自由 0 を設定した「自由」が労働者に与えられ、その結果労働者

配・従属関係を補強するイデオロギーとしてあり、 あれ「ネオ」であれ、リベラリズムとは資本と労働の支 抑制する傾向を特徴としてきた。要するに、「古典的」で 証する代わりに、実践的かつ具体的な自由への踏み出しを デオロギーを示す。さらに、「意思の自由」(カント)を保 ように、表現の自由と引き替えに行為の制約を要求するイ の幻想性のなかで労働者を一層狡猾に搾取・抑圧する手法 い放ったジョン・スチュアート・ミルの言葉に代表される い行為も自由であるべきだとは、だれも主張しない」と言 「自由

を統制・動員・管理していくシステムとイデオロギーとし 関係から、多国籍化著しい資本が国境を越えて労働(者) ローバリゼーションのなかで、 今日、再び流布されてきたリベラリズムは、 国主義的な資本と労働の まさしくグ

> が、さまざまな体制内 導型政治」を資本の強い要請によって解消しようとの試み 合唱のなかで、従来の「土建屋政治」 策次元では「構造改革」「規制緩和」「地方分権」などの大 ネオ・リベラリズムというならば、この国におい て機能させようとするところに特徴がある。 「抵抗勢力」を排除していく形で強 「談合政治」「利益 それ ても、 を敢えて

それを、資本が生き残るための「保守革命」あるいは「資 まり、「内面の自由」 本主義革命」とさえ呼称する議論も出てくる始末である。 のレベルに封じ込めることにある。

そこから「保守革命」の推進によるグローバル資本主義

厳格な制限・管理・統制を強行し、自由を個人の内面、 拡大を奨励する一方で、それ以外の行為における自由への

があり、実際に〝小泉人気〟と〝石原慎太郎首相待望論 トラ(再構築)というレトリックに世論が誘導される現実 の展開を展望しつつ、 旧体制のシャッフル (破壊)とリス

衆を動員していく新たな政治システムの構築でしかない。 の民衆の不満を吸収しつつ、同時に新保守体制のなかに民 が登場する背景がある。しかし、それは既存の政治体制 それは民衆によって「支持」される形式を踏まえながら、

国家が民衆を監視するための手立てとして、「メディア三

秘める公権力に、人権や自由の保護や安全を委ねられる、る。言うまでもないことだが、個人の自由を奪う可能性を権の保護を謳うという格好を好んで採用するところとな法案」に典型的に示されたように、国家=公権力による人

自由の収奪と「安全」の押しつけ

と考えるのは間違っている。

を国家に譲り渡す状況にある。 と国家に譲り渡す状況にある。 と国家に譲り渡す状況にある。その引き替えに「自由」を国家に譲り渡すなわち、同法案の総括法である武力攻撃事態によいて重層的に整備する一方で、「平和」や「安全」をまや国家は自由の収奪をメディア規制法など数多くの法律まや国家は自由の収奪をメディア規制法など数多くの法律はかって重層的に整備する一方で、「平和」や「安全」をはいるでは、同法案の総括法である武力攻撃事態法案の正式すなわち、同法案の総括法である武力攻撃事態法案の正式を国家に譲り渡す状況にある。

全を対極に設定することで自由を公然と収奪しようとしてながら自由と両立させる思想のはずだが、国家は自由と安本来、「安全」とはその共同管理による自立性を維持し

走』(Escape from Freedom)と題する著作で活写してみせエーリッヒ・フロムは、そのような状態を『自由からの逃法と同質である。ナチス・ドイツを知る社会学者であったいるのである。これは、まさしくナチス・ドイツの政治手

形で、一部修正を施したニューバージョンで再登場してく有事法制関連三法案は、次回には民主党をも抱きこんだ

して位置づけられるに至っている。

識の危うさと同時に、

いわばそのような民衆意識の間隙を

案への批判的視座を充分に確立できない、この国の

民衆意

玉

や警察力による「安全」の獲得という倒錯した意識

の拡散

国民」づくりと、

する現状こそが、有事法制関連三法案やメディア規制三法

かで、特に注意を向けておくべきは、自由の剥奪の巧妙な事法制なり市民監視法なりに共通する国家のスタンスのなな有事法制関連三法案やメディア規制法案など、一連の軍平和や安全、さらには人権などの用語が、「国民の保護」るはずだ。その時には、対米支援に関する規定と同時に、

手法と同時に、「安全」の押しつけという問題である。

有事法制整備の過程で露骨なまでに繰り返された。軍事力結果として軍事力使用への同意を調達する手法は、一連のとするすり替え、そして、「安全」思想を押しつけ、その

[家や資本にとっての「安全」を「国民」総体の「安全」

このように見てくると、今日国家の側のスタンスは、私をも色濃く兼ね備えた法案と見ておかなくてはならない。支援法という側面と同時に、国内治安対策法としての側面みに気づくべきときであろう。その意味で有事法制は対米利用して一気呵成に軍事法制を整備しようとする国家の企

に終うになっているによる「ロしらのにはこれを積極的に同意または支持する「国民」づくり点化を回避することで国家の新たな役割期待を受容し、さのためのイデオロギーを準備しており、可能な限り政治争たちの意識変容を充分に察知する一方で、新たな国民統合

やや繰り返しとなるが、そのような国家の企てはに懸命となっていることが知れる。

İΗ

て型

の国家像さえ投げ捨てて、新たな国民統合の手法を用い

奪のなかで最終的には国家によって庇護される体制を再構うな国家によって多国籍化著しい資本が国際資本主義の争動揺する国家からふたたび堅固な国家へと転換し、そのよ

築するという戦略が透けてみえてくるのである。

そのような過程で生起するであろう戦争の発動に耐える

戦争による犠牲を美化していく施設

備は、全体として軌を一つにしている。それこそが、この建設、それを積極的に評価づけしていくイデオロギーの準

1の現状そのものと言えよう。

それゆえ、ポスト靖国と新殉国思想の展開は、

資本の生

『飛礫28 「露呈する保守支配層の危険な戦略」

『飛礫24』

ないための反戦平和運動の質そのものが、現在繰り返し問

(こうけつ あつし)

国家や資本のために二度と、人柱、とされない、なら

産していくための便法としてあるのである。

われてもいるのである。

「危機管理・有事態勢国家の新展開

全貌を現した支配権力の危険な企み」

☆注文は88078・672・5601 「小泉政権の本質と『靖国』参拝問題 つぶて書房まで

置もまた、喜んで戦死する〝人柱〟としての「国民」を生 在、この、人柱、をケアするために恩給法や戦傷者戦没者 戦死を強要されることは、資本のための犠牲、換言すれば れに平和を保証するものではない。そこから国家のために き残りの砦としての国家を補強することに目的が置かれて 遺族等援護法の改訂をもくろんでいるが、これらの法的措 いるのであって、決して民衆一人ひとりの安全や人権、そ 〝人柱〟 となることを受け入れることに等しい。 国家は現